

ごみの出し方編

資源にならないものを出すようにしましょう

ごみ出しのルールとマナー

ごみ出しルール3つの基本

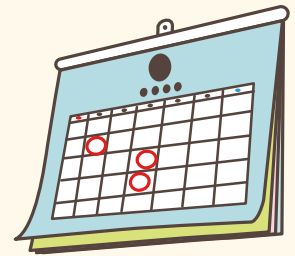
決められた所へ出す

地域外からごみが持ち込まれるとの苦情が相次いでいます。地域外のごみステーションに出さないでください。
※ごみステーションの場所が不明な場合は、ご近所の方や自治会長に確認してください。



決められた日時に出す

- 1.各ごみステーションで収集日は異なりますが、収集日の午前8時30分までに出示してください。収集日はごみ収集カレンダーで確認してください。
- 2.前日に出さないでください。(カラスや猫等に荒らされる恐れがあるため)
- 3.午前8時30分以降出さないでください。



決められた物を出す

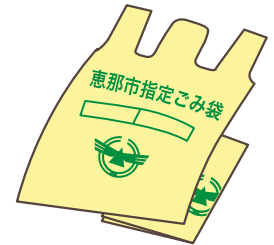
分別されていないごみは収集しません。収集できないごみにはシールが貼ってあります。(20 ページ参照)



ごみステーションに出す場合、市の指定袋で

可燃ごみ・不燃ごみをごみステーションに出すときは、必ず恵那市の指定袋で出してください。指定袋は取扱店(小売店、スーパー、コンビニなど)で購入してください。詳しくは恵那市ホームページをご覧ください。

可燃ごみ袋中サイズを作成しました。ぜひご利用ください。
※指定袋以外は収集しません。



ごみステーションの管理は地域で

ごみステーションの管理は、自治会など、ステーションを利用する地域の皆さんで行ってください。

地域外から持ち込まれたごみや不法投棄されたごみは管理者で対応していただく事になりますので、捨てられない対策をとってください。

特にお願いすること

- ・ごみ出しルール3つの基本の徹底(決められた所へ、決められた日時に、決められた物を出す)
- ・ステーションの環境美化

ステーション管理用資材の配布

以下の資材を無料でお渡ししています。希望される自治会などは、市役所環境課またはお近くの振興事務所へ申し出てください。

カラス除けネット カラスなど鳥類によるごみの散乱被害を防止するためのネット、(4m×4m) (3m×3m) の2種類があります。

磁選棒 アルミ缶とスチール缶を選別する磁石付きアルミ製の棒(長さ約1.1m)。





このシールが貼ってあったら

シールには、ごみ袋が回収できなかった理由に☑チェックが入っています。

このシールが貼ってある袋が残っていた場合、一度持ち帰り、正しく分別して、決められた収集日に出しましょう。



問い合わせ先 **エコセンター恵那 TEL 0573-26-4389**

恵那市からのお願い

① RDF (固形燃料) をつくるために分別にご協力をお願いします

エコセンター恵那は、恵那市から出る燃えるごみから固形燃料 (RDF) をつくるリサイクル施設です。

燃えるごみ以外のものや、基準に合っていないものが混ざっていると、機械の停止や故障によりごみの処理ができなくなる恐れがあるため、分別にご協力をお願いします。

- 金属類、陶磁器類や硬いものが入っていた場合
破砕機の刃が破損します。
- 布類やひもが入っていた場合
50センチを超える長さの燃えるごみが入っていると、機械に巻付いて停止する恐れがあります。



・金属が混ざると機械が止まってしまう。



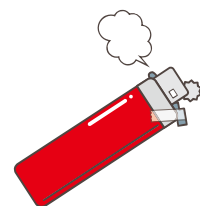
② 他人のごみの搬入について

他人のごみを処理施設に持ち込むことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されているためできません。

③ スプレー缶やライターが適正に排出されていないと、収集車や処理施設での火災になります

★ライターのガスの抜き方

1. 周囲に火の気がないことを確認する。
2. 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
3. 輪ゴムや粘着性の強いテープで操作レバーを押し下げたまま固定する。
4. 「シュー」という音が聞こえればガスが抜けている。
(聞こえない場合は炎調節レバーをプラス方向にいっぱい動かす)
5. この状態のまま、風通しがよく付近に火の気がない屋外に半日から1日放置する。
6. 確認のために着火操作をする。火が着かなければ、ガス抜き完了。



日本喫煙具協会より

④ ごみの焼却は禁止です

ごみの野外焼却（野焼き）は法律（廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条の2）で一部の例外を除き禁止されています。例外とは、農業活動や生活習慣行事、草刈りや枝葉の焼却です。例外で認められている場合でも、煙や臭いで周辺的生活環境の支障にならないように十分配慮しましょう。違反者には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

⑤ 不法投棄は犯罪です

山林・道路・空き地などに家電製品や家庭ごみ等を捨てる行為は、犯罪です。違反者には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

⑥ ポイ捨てやペットの糞の放置はやめましょう

市では、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例があります。自身で出したごみや、ペットの糞は持ち帰らなければなりません。

事業系ごみはステーションに出せません

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）とは、事業活動に伴って店舗、会社、工場、事務所などから発生する産業廃棄物以外のごみのことを言います。

事業系ごみは、ステーションに出すことはできません。市の許可業者に収集を依頼するか排出者が自ら処理施設に持ち込んでください。

■許可業者の一覧

地域	許可業者名	連絡先
旧市地区	(株)恵那清掃工業	26-4607
	(株)クリーン恵那	28-2428
岩村町・山岡町 串原・上矢作町	ケイナンクリーン(株)	43-4122
明智町	(有)酒井	25-0088
	(株)国本商店	54-2303



産業廃棄物は、市の処理施設で引き取れませんので、排出者の責任で適正に処理してください。

事業系のごみ袋は、下記で販売しています。

(株)恵那清掃工業	26-4607
(株)クリーン恵那	28-2428

よくあるお問い合わせ

Q1 ごみステーションにごみが残されている

- A** ごみが適切に出されていない場合
→理由が書いてあるシールが貼ってあります。持ち帰り、適正に分別し出し直してください。
- A** まだ、ごみ収集車がきていない場合
→収集経路の変更に伴い、以前と時間が異なる場合もあります。夕方になっても回収されていない場合は、エコセンター恵那までお問い合わせください。
- A** ごみの収集日ではない場合
→ごみカレンダーを確認してください。
- A** ごみを出すステーションが間違っている場合
→自治会によって、可燃ごみと不燃ごみを出すステーションが異なっていることがあります。ごみを出す場所は、ご近所や自治会長などに確認してください。
- A** 決められた時間までに出していなかった場合
→当日の8時30分までに出しましょう。

Q2 引越しなどで一度に大量のごみを出したい

- A** ごみの分別をし、エコセンター恵那か恵南クリーンセンターあおぞらへ直接持ち込んでください。リサイクルできる物は、ふれあいエコプラザへ持ち込みごみを減らしましょう。

Q3 自分で粗大ごみを施設に搬入できない

- A** 市内の許可業者に収集を依頼することができます。料金は、粗大ごみの種類や数量により異なりますので、詳しくは下記の許可業者にお尋ねください。

地域	許可業者	連絡先
旧市地区	(株)恵那清掃工業	26-4607
	(株)クリーン恵那	28-2428
	(有)酒井	25-0088
岩村町・山岡町・串原・上矢作町	ケイナンクリーン(株)	43-4122
明智町	(有)酒井	25-0088
	(株)国本商店	54-2303

Q4 指定袋に入らない場合 (可燃ごみ50センチ以内・不燃ごみ1メートル以内のものに限る)

- A** ごみ1品につき1枚、指定袋 (大) を1枚つけて出す。

Q5 犬や猫などペットの死体を持ち込むことはできますか

- A** エコセンター恵那は焼却施設ではなく、ごみから固形燃料をつくる (生産する) 特殊な施設なため、動物を処理することはできません。動物の火葬は、えな斎苑で受付けております。下記へお問い合わせください。

えな斎苑 恵那市東野2201-158 TEL 0573-20-2202
恵那市役所 環境課 TEL 0573-26-2111

Q6 不法投棄されたごみの処分は誰が行うの

- A** 土地を所有 (管理) されている方で、処分していただくことになります。